

健企第1598号
平成28年1月27日

一般社団法人山形県薬剤師会長
一般社団法人山形県医薬品登録販売者協会長
日本チェーンドラッグストア協会山形県支部長
全国農業協同組合連合会山形県本部長

殿

山形県健康福祉部長
(公印省略)

伊勢志摩サミットの開催に伴う毒物及び劇物の適正な
保管管理について（依頼）

本県の薬務行政の推進につきましては、日ごろ御協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、標記の件について、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局長から通知がありましたので、貴会員（貴組合員）の営業施設において、下記事項の徹底がなされているか改めて点検していただきますよう、貴会員（貴組合員）へ周知方を願います。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付け薬発第313号）、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成10年7月28日付け医薬発第693号）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物の保管管理が適切になされていること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第16条の2に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講ずること。
- 3 「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」（平成17年11月14日付け薬食審査発第1114001号、薬食監麻発第1114001号）及び「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（平成21年12月2日付け薬食総発1202第4号、薬食審査発1202第32号、薬食監麻発1202第8号）の趣旨を踏まえ、毒物及び劇物取締法第14条及び第15条に基づく譲渡手続

及び交付制限を遵守し、身分証明等により譲受人の身元並びに毒物及び劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うとともに、家庭用劇物以外の毒物及び劇物の一般消費者への販売自粛や、使用目的が曖昧な者等への販売の差し控え、不審な動向が認められる場合の警察への通報等を徹底すること。

担当

山形県健康福祉部健康福祉企画課

薬務・感染症対策室 平 健吾

TEL 023-630-2332